資料3－2

名古屋市における再犯防止推進の取組について

令和６年１１月２９日（金）

名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課

本日ご説明する内容

①本市における取組の経緯

②再犯防止推進計画について

③計画策定後の主な取組状況

本日ご説明する内容

①本市における取組の経緯

②再犯防止推進計画について

③計画策定後の主な取組状況

①本市における取組主な経緯

平成２９年度	再犯防止に係る所管部署決定
平成３０年度	モデル事業（伴走型入口支援事業）を開始
令和元年度	事業実施、中間評価
令和２年度	・最終効果検証 ・法務省への成果報告
令和３年度	再犯防止推進計画を策定・公表
令和４年度～	計画に基づく様々な取り組みを実施 ・立ち直り支援コーディネート機関の設置 ・立ち直り支援推進企業等認定制度を創設　等

名古屋市再犯防止推進モデル事業

事業内容	司法と福祉をつなぐコーディネート機関を設置。犯罪をした人等を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的な支援を行う
対象者	万引き等の比較的軽微な犯罪をして起訴猶予となった人のうち、福祉的支援を必要とする高齢者、障害者等、若者
事業期間	平成３１年１月～令和２年６月（１年半）

実施結果

実　　績

82名

主な効果

- 既存の機関にはできないきめ細やかな対応やフォローアップ、再犯時の継続的な支援など、支援の隙間を埋めることができた
- 特に、複合的な課題があって他機関の連携や調整が必要なケースなどで、コーディネート機関の存在意義が大きいことがわかった

■事業の成果をもとに、犯罪をした人等を必要な支援に円滑につなぐとともに、継続的なフォローアップができる仕組みの整備を目指す

本日ご説明する内容

①本市における取組の経緯

②再犯防止推進計画について

③計画策定後の主な取組状況

名古屋市再犯防止推進計画

➢ 詳しくはこちらをご覧ください

https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000151188.html

計画の目的

犯罪をした人等を地域社会の一員として包摂し、その立ち直りを支援することで、誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を実現する

位置付け等

- 国の計画を踏まえ、単独計画として策定
- 国や県との適切な役割分担を踏まえて策定

計画期間

令和4年度から令和9年度の6年間

（計画策定後3年をめどに中間評価を行い、必要な見直しを行う）

名古屋市再犯防止推進計画

重点課題

１　国・県・民間との連携による一貫した支援

２　住居・就労の確保

３　福祉・保健医療サービス等の提供

４　少年の非行防止・立ち直り支援

５　民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

本日ご説明する内容

①本市における取組の経緯

②再犯防止推進計画について

③計画策定後の主な取組状況

計画策定後の取組状況

（重点課題１）
犯罪した人等に寄り添い、一貫して支援する体制の整備

「名古屋市立ち直り支援コーディネート機関」を令和4年10月～設置

【名古屋市立ち直り支援コーディネート機関】

高齢、障害、生活困窮等により支援を必要とする起訴猶予者等に対し、検察庁等から依頼を受け、関係機関と連携して必要な支援に係る調整や本人に寄り添った相談対応、継続的なフォローアップ等を一貫して行い、地域での安定した生活に繋げる伴走型支援を実施する。

令和4年10月～　犯罪をした人等に寄り添い、一貫して支援する体制の整備（名古屋市）

要旨

犯罪や非行からの立ち直りを支援するコーディネーターを配置（業務委託）し、高齢、障害、生活困窮等により支援を必要とする起訴猶予者等に対し、検察庁等から依頼を受け、関係機関と連携して必要な支援に係る調整や本人に寄り添った相談対応、継続的なフォローアップ等を一貫して行い、地域での安定した生活につなげる伴走型の支援体制を整備する。

事業内容

ＳＴＥＰ１	依頼受理・アセスメント	支援を必要とする起訴猶予者等について検察庁等の関係機関や弁護士等から依頼を受け、コーディネーターが本人と面談して丁寧にアセスメントし、本人の同意を得た上で支援対象者に決定
ＳＴＥＰ２	信頼関係構築・伴走支援	アウトリーチを通じて信頼関係の構築に努め、支援プランの作成やケース会議、関係機関へのつなぎなど、本人の希望やニーズを踏まえた伴走型の支援を実施
ＳＴＥＰ３	地域支援移行	地域の社会資源への引継ぎなど、本人を見守る支援体制を整備して地域移行を図り、必要に応じてフォローアップを実施

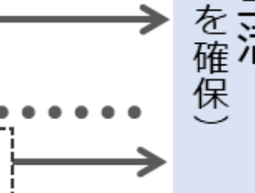

主な支援の流れ

検挙・勾留等

入口支援対象

不起訴 → 起訴猶予

起訴 → 執行猶予、罰金・科料

実刑・保護観察

STEP 1 依頼受理・アセスメント → STEP 2 信頼関係構築・伴走型支援 → STEP 3 地域支援移行

検察庁等

- 制度教示・本人同意
- コーディネート機関へ支援依頼
- 釈放

本市コーディネート機関

- 本人と初回面談・アセスメント
- 本人同意・支援対象者に決定
- アウトリーチ支援、信頼関係の構築
- 支援プラン作成・ケース会議
- 関係機関へのつなぎ、本人希望やニーズを踏まえた伴走型支援
- 本人を見守る支援体制を確保
- 地域移行・フォローアップ

→ **安定した地域生活**（本人を見守る支援体制を確保）

既存制度：保護観察所…更生緊急保護の重点実施
地域生活定着支援センター…被疑者等支援業務

服役・保護観察 → 既存制度 → 出口支援

○コーディネート機関は関係機関と緊密な連携を確保し、関係機関等からの犯罪をした人等に係る連絡等に対し、必要な支援や協力をする
○対象者の支援や関係機関との連携等においてコーディネーターが課題を把握した場合は、関係機関と情報を共有し必要な対応を検討

計画策定後の取組状況

（重点課題１）
犯罪した人等に対する重層的な支援ネットワークの整備

- 伴走型支援の実施等において、対象者の支援に係る関係機関との恒常的な連携の確保及び強化、関係機関の適切な役割分担に基づく支援に向けた働きかけを行うほか、地域の社会資源の掘り起こし等、地域支援ネットワークの構築を行う

⇒支援関係機関を対象に、年1回程度、会議又は研修会を開催し、支援事例等の報告を行い、課題検討を行う
（令和4年12月、令和6年2月、令和6年11月）

計画策定後の取組状況

（重点課題２）
協力雇用主の社会的評価の向上

「名古屋市立ち直り支援推進企業等認定制度」を創設（令和5年12月～）

【名古屋市立ち直り支援推進企業等認定制度】

犯罪や非行をした人を一定期間雇用した協力雇用主を「立ち直り支援推進企業」として、また、協力雇用主を下請として積極的に活用する事業者を「立ち直り支援応援企業」として認定する。

立ち直り支援

推進企業・応援企業を募集します！

制度概要

雇用を通じて犯罪や非行をした方の
立ち直りを支える事業者（協力雇用主）を
「立ち直り支援推進企業」と認定します。
また、特に優れた事業者については表彰を行います。

協力雇用主を下請として積極的に活用する事業者を
「立ち直り支援応援企業」と認定します。

※協力雇用主になるためには名古屋保護観察所へ登録が必要です。
詳細については名古屋保護観察所へお問い合わせください。

名古屋市立ち直り支援推進・応援企業

認定を受けるメリット

- 認定証を交付します。
- 認定マークを名刺や印刷物に表示できます。
- 名古屋市公式ウェブサイトなどで広く公表します。（希望者のみ）
- 名古屋市の入札・契約制度における優遇措置があります。
- 名古屋市信用保証協会において、信用保証料率を優遇したSDGs関連保証制度の対象となる場合があります。

募集期間

第１回	令和６年１月４日（木）から２月１日（木）必着
第２回	令和６年５月13日（月）から６月10日（月）必着
第３回	令和６年９月17日（火）から10月15日（火）必着
第４回	令和７年１月14日（火）から２月13日（木）必着

※第１回は**立ち直り支援推進企業のみ**の募集となります。
※第５回以降のスケジュールは、別途名古屋市公式ウェブサイトでお知らせします。

名古屋市

対象

※要件を全て満たしていることが必要です。

推進企業

- 市内に事業所があり、**協力雇用主**として名古屋保護観察所に登録されていること。
- 保護観察対象者、更生緊急保護対象者または刑執行終了者等に対する援助対象者を一定期間（申請開始月の前月末までの直近２年の間に同一の者を通算して３か月間以上）雇用した実績があること。

応援企業

- 市内に事業所があり、申請開始月の前月末までの直近２年の間に立ち直り支援推進企業（公表済みの企業に限る）を国及び地方公共団体が発注する工事請負及び業務委託において、一次下請企業として活用した実績があること。
- 立ち直り支援推進企業を積極的に一次下請企業として活用することを宣言すること。
- 立ち直り支援推進企業の認定を受けていないこと。

申請の流れ

❶ 認定申請書など、必要書類を提出

対象ごとに提出先、提出書類が異なります。書類は名古屋市公式ウェブサイトより取得できます。応援企業の電子申請の場合も、同ページからの受付です。

詳細は
名古屋市　立ち直り支援推進企業

❷ 審査

地域安全推進課で提出書類の審査を行います。

※認定までに約２か月かかります。

❸ 認定・表彰

認定証を交付します。

※推進企業のうち、保護観察対象者、更生緊急保護対象者または刑執行終了者等に対する援助対象者（いずれの場合も同一者に限る）を申請開始月の前月末までの直近２年の間に通算して３か月間以上雇用した実績が２件以上ある場合、表彰を行います。

更新について

認定期間は２年で、２年目に更新申請が必要です。
申請の流れは新規の場合と同様になります。

協力雇用主として刑務所出所者等を雇用した場合、奨励金を受けられることがあります。
制度の詳細については、名古屋保護観察所（TEL：052-951-2941）へお問い合わせください。

問い合わせ
名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
TEL：052-972-3124　FAX：052-972-4823
E-mail：a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

ご清聴ありがとうございました